情公第1610－２号

平成27年11月16 日

大阪府個人情報保護審議会

会長　角松　生史　様

大阪府知事　松井　一郎

特定個人情報開示請求等に係る任意代理人の本人確認の取扱い等について（報告）

「社会保障・税番号制度導入に伴う大阪府個人情報保護条例の改正について（答申）（平成27年6月26日答申第274号）」において、貴審議会へ報告を求められた事項について、下記のとおり報告します。

記

任意代理人からの個人情報（特定個人情報に限る。）の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出を受けるに当たり、請求者本人の権利利益の保護を図るため、任意代理人に関して厳格な本人確認等が必要であることから、次により本人確認を行うこととする。

１　確認書類

　　次の（１）及び（２）の書類の提出又は提示を求めることとする。

（１）任意代理人の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が別に定める書類

具体的には、本人及び法定代理人による請求等において求めている本人確認書類と同様のものとする。

（本人確認書類）

　　原則として、次のアに記載する書類のいずれかの提示を求める。なお、当該書類に写真が貼付されている場合は１点、貼付されていない場合は２点提示を求める。

　　また、例えば健康保険証しか持参しなかった場合など、アの書類の提示等により本人であることが確認できない場合、その者による説明や開示を求める個人情報の内容等を勘案しつつ、次のイに記載する一般に本人以外の者が保有することはないと認められる書類の提示を求める（この場合であっても、アの書類１点の提示は必要）。

ア　運転免許証、旅券、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証明書であって、在留カード又は特別永住者証明書とみなされるものを含む。）、公的医療保険（健康保険、国民健康保険、船員保険、共済組合、後期高齢者医療制度等）の被保険者証、介護保険被保険者証、（国民）健康保険高齢受給者証、福祉医療関係受給者証、障がい福祉サービス等受給者証、国民年金・厚生年金又は船員保険に係る年金証書、国民年金手帳、厚生年金手帳、船員手帳、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、共済年金、恩給等の証書、印鑑登録証明書（印鑑登録手帳）及び登録印鑑、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、海技免状等、電気工事士免状等、無線従事者免許証、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）又は戸籍謄本・抄本（いずれも発行後おおむね３ケ月以内のもの。写真のない住民基本台帳カードは住民票の写しと同様の取扱い）、学生証（写真付き、学校長の証明印のあるものに限る。）、その他官公署の発行する身分証明書

　　イ　公共料金領収証、消印済の郵便ハガキ又は封筒、行政機関からの各種通知書・認可書・許可書等、病院・診療所の診察券、預貯金の通帳及び届出印鑑、高等学校・専門学校・大学の受験票（※）、高等学校・専門学校・大学の合格証明書（※）、成績通知表（※）、中学校・高等学校の卒業証書・生徒手帳（※）、民間事業者の社員証

　　　　※請求者が未成年者の場合に限る。

（２）請求等に係る個人情報の本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

　　　委任状にあっては、特定個人情報の開示請求等の具体的な授権範囲の記載があるものを求める。

２　その他の確認

　　委任状に授権範囲が明確に記載されていない場合など必要があるときは、個人情報の本人に対して電話や文書等により請求等の意思確認を行う。

（答申第274号 抜粋）

３　番号法第29条及び第30条に規定される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の特例に対応する条項

（２）開示、訂正及び利用停止請求

ア　特定個人情報の開示、訂正及び利用停止請求について、番号法に合わせて、任意代理人の請求を認めるよう条例改正を行うことが適当である。

なお、任意代理人からの請求を受けるに当たり、任意代理人に係る本人確認の具体的な取扱い等について、大阪府個人情報保護条例施行規則等において定める際に、その内容について、本審議会へ報告を行うこと。